

**令和6年度西淀川区アート事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

## **1 案件名称**

令和6年度西淀川区アート事業業務委託

## **2 業務内容に関する事項**

### **（1）事業目的と概要**

西淀川区アート事業は、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の創出と、世界各国の国際文化を学ぶ機会を作る。また、大阪・関西万博が掲げている持続可能な開発目標（SDGs）への貢献にかかる取組みも行う。

自身の創造力を引き出すこと、異なる文化や価値観を理解し、大阪・関西万博開催に向けたメッセージを発信することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、アートワークの企画、テーマに添ったアート作品の作成手法など、各専門分野の知識が必要となり、民間事業者から広く企画提案を募集する。

### **（2）業務内容**

#### **ア イベントの企画・実施**

本事業の目的を達成するため、次の内容をふまえ、イベントを企画・実施すること。

- （ア） 大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に沿った内容とすること。
- （イ） 大阪・関西万博はさまざまな国と地域が参加する国際博覧会であるため、参加国の文化等を複数国学ぶことのできる内容とすること。
- （ウ） イベントは、ワークショップ形式とし、参加者が体験・体感できる内容、集いやすい土・日・祝に2回以上開催すること。
- （エ） SDGsに対する理解が深まる内容を加えること。
- （オ） 西淀川区のマスコットキャラクター「に～よん」を一部デザインに含めるなど、活用すること。
- （カ） 作品の作成に必要な物品（筆記用具やタブレットなど）を用意すること。
- （キ） 作成した作品については、画像や動画等へのデータ加工を行い、発注者に納品すること。また、納品された作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は発注者に帰属するものとする。  
画像の場合のフォーマットはPNG形式、解像度72dpi以上、カラーモードはRGBを基本とするが、データ納品前に発注者と調整のうえ納品すること。
- （ク） 参加者へのアンケート調査を行うなど、事業の効果測定等を実施することとし、参加人数の集計結果とあわせて効果測定等の実施にかかる集計結果を報告すること。

#### **イ 委託業務スケジュール、運営体制の作成**

契約締結後速やかに受注者において委託業務スケジュール及び運営体制を明記した実施計画書を作成し、発注者へ提出すること。

- （ア） 本事業を滞りなく実施できるよう、業務責任者を定め、必要な人員を手配・配置すること。
- （イ） 業務スケジュールを発注者と協議のうえ策定し、着実に業務執行が行える体制を構築し、業務責任者によるスケジュールの進捗管理を徹底すること。

#### **ウ 戦略的な広報・PRの実施**

イベントを効果的に宣伝し、集客を図るため、活用する広報媒体・手法について検討し、発注者と協議のうえ戦略的な広報・PRを実施すること。

#### **オ その他事業目的の達成のために必要な事項**

本事業の遂行で必要となる各種業務を行うこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 200 万円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 1 月 31 日（金）

(5) 履行場所

西淀川区内

※西淀川区役所・区民ホールなども利用可

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記のア、イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記のウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を有すると認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (5) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 納付義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。
  - イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
  - ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
  - エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。
  - オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年7月5日（金）
・ 質問受付締切	令和6年7月17日（水）
・ 質問に対する回答	令和6年7月19日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年7月26日（金）
・ 参加資格決定通知	令和6年7月31日（水）
・ 企画提案書の提出期限	令和6年8月9日（金）
・ 委託事業者選定会議	令和6年8月21日（水）[予定]
・ 選定結果通知	令和6年8月26日（月）[予定]
・ 契約締結・事業開始	令和6年9月2日（月）[予定]
・ 事業完了	令和7年1月31日（金）

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和6年7月5日（金）から令和6年7月17日（水）17時まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」【様式1】に記載のうえ、大阪市西淀川区役所政策共創課あてEメール：[tk0011@city.osaka.lg.jp](mailto:tk0011@city.osaka.lg.jp)で提出すること。なお、提出の際には、「件名」に「【質問：令和6年度西淀川区アート事業業務委託】」と明記すること。

※電話・FAX・口頭での質問は受け付けません。

- ウ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年7月19日（金）（予定）に西淀川区ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は、掲載を行わない。

## （2）参加申請手続き及び参加資格決定通知

### ア 提出書類

- （ア） 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】
- （イ） 申出内容誓約書【様式3】
- （ウ） （法人）登記簿謄本、又は登記事項全部証明書
  - ※（法人）提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
  - （法人以外の団体）定款又は定款に類する規定及び役員名簿
  - ※（法人以外の団体）写し可
- （エ） 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- （オ） 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書（直近1か年のもの）
- （カ） 使用印鑑届【様式4】
- （キ） 印鑑証明書
  - ※提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
- （ク） 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ※納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可）提出日前3か月以内に発行されたもの。（写し可）但し、非課税の場合はその旨理由書を作成し提出すること。
- （ケ） 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
  - ※直近1か年分、提出日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
  - 但し、非課税の場合はその旨理由書を作成し提出すること。
- （コ） 委任状【様式5】
  - ※（連合体での参加申出の場合のみ）
  - 全体の意思決定や管理者運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこととするが、代表者とならない事業者であっては代表者に代表権を委任する旨を記載されている委任状を提出すること。
- （サ） 連合体の協定書の写し
  - ※（連合体での参加申出の場合のみ）協定書には、それぞれの事業者の役割分担等を記載していること。

※令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記（ウ）～（ケ）を省略できるものとする。

イ 提出期限 令和6年7月26日（金）17時まで（必着）

### ウ 提出方法

提出期限までに下記8（2）の提出先まで提出すること、持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送付過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

### エ 参加資格決定通知

全ての参加申請者に対し、令和6年7月31日（水）に【様式2】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

## （3）企画提案書の提出

### ア 提出書類

- （ア） 企画提案書（様式自由）
  - ※企画提案書のA4版とし15ページ以内とする。
  - 様式は自由であるが、以下の項目を必須項目とし、また「7（1）選定基準」における各項目に対応するよう作成すること
  - ①本業務に対する考え方、実施方針

- ②提案のセールスポイント
- ③本業務の実施方法、手法等
- (イ) 事業内容及び実施スケジュール (様式6)
- (ウ) 事業実施人員体制表 (様式7)
- (エ) 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書 (様式8)
- (オ) 事業経費見積書 (様式9)

**イ 提出部数**

正本1部 (記名したもの)

副本7部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所 (事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等) にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※提出できる案は1案のみとする。

**ウ 提出期限** 令和6年8月9日 (金) 17時まで (必着)

**エ 提出場所** 下記8 (2) の提出先まで持参すること。郵送及びメール、FAX での提出は不可とする。

**7 選定に関する事項**

**(1) 選定基準**

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
1 事業の企画内容	・事業目的及び業務内容の理解度 ・大阪・関西万博の趣旨・目的 ・多文化への興味	30点
2 事業の効果、実効性	・事業の実現可能性 ・事業の認知度向上にかかる計画性 ・事業の計画性・安全性	30点
3 事業の実施体制、遂行能力	・業務内容に見合う実施体制にあるか ・専門の人材確保 ・ネットワークの創意工夫	30点
4 所要経費	・効果的で妥当な経費により提案されているか	10点

**(2) 選定方法**

事業者による企画内容のプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答を行う。

- ア 開催日時** 令和6年8月21日 (水) を予定  
詳細な日時等については、参加資格決定通知書により個別に通知を行う。
- イ 開催場所** 西淀川区役所 庁舎内
- ウ 選定方法** 令和6年度西淀川区アート事業業務委託事業者選定会議を開催し、選定委員において選定基準に基づく企画提案内容の審査を行う。
- エ その他** 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業の企画内容 (審査項目) の得点が高い方を選定する。  
但し、全選定委員の評価点の平均が60点 (合計180点) に満たない、もしくは、「事業の実施体制、遂行能力」の項目において平均が15点に満たない場合は、選考対象としません。

**(3) 失格事由**

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 契約上限額を超える提案を行うこと
- カ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けること
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 応募にかかるすべての書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本事業を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ク 選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。
- ケ その他、本仕様書に定めのない事項等に質疑等が生じた場合は、両社が協議してこれを処理するものとする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号  
大阪市西淀川区役所 政策共創課（担当：伊勢）  
TEL 06-6478-9887